

請 願 文 書 表	
受 理 年 月 日 及 び 番 号	令和8年5月29日 第9号
件 名	教員の多忙化を解消するための教員増と 更なる少人数学級実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込5-15-12 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	文 教 委 員 会

請願理由

2024年度全国の小中学校の不登校児童数は過去最多を12年連続で更新しました。また、不登校の次年度継続率は75.2%と高い水準で、いじめ認知件数は76万9022件と4年連続で過去最多です。東京都の1000人当たりのいじめ認知件数は61.8%と全国平均を上回っています。いじめの認知件数は低学年ほど高い傾向があり少人数学級の実現は児童の発達心理の問題としても早急な手当てが必要です。

心身に重大な被害を受けた疑いがある「いじめ重大事態」も1405件と最も多く文京区においても同様の増加傾向で放置できません。文科省は「極めて憂慮すべき状況が継続している」としており、学校が安心して学べる場所・居場所でないことを明白に示しています。

不登校実態の背景には、競争的な教育のなかにおいて子どもに寄り添い声を受けとめる教員が極めて多忙であることにもあります。教職員の休職者も過去最多で、全国で7000人を超える精神疾患による教員休職者の存在など学校の深刻な実態が教職員不足に歯止めをかけられていないことを示し児童を取り巻く環境がさらに悪化する悪循環に陥っているといっても過言ではありません。

さらに文科省は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び多様性を尊重する社会を目指すインクルーシブ教育を目指しています。「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において支援を必要とする児童生徒は小中学校で8.8%と発表されその増加傾向は現在も続いています。授業時間内の教室での個別配慮・支援が必要で、座席位置・コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫などが求められており実施している小中学校は54.9%でした。支援が必要な児童は、小中学校の35人学級で3人程度と推測され早急に30人学級を目指して教職員の増員やそれに伴う教室数の確保は必須の課題となっています。

加えて、全国的な教員未配置の増加傾向は「教員になりたい人」の減少をうかがわせるものです。学校の「働き方改革」を掲げる教員給与特別措置法（給特法）は公立学校の教員に残業代を支給しない制度を温存し教員の働かせ放題の状況が継続され、「教員になりたい」と思えない実態を作り出しています。

教員の長時間労働是正や待遇改善にも結びつかない給特法を直ちにやめ教員の労働時間を正しく是正することは「学校が子どもの安心できる場所、より良く学べる場所」となるための必要条件です。何より教員を大幅に増やして多忙化を解消し教員が子どもの声をしっかりと受け止められる環境を作ることが急務です。

「文の京」総合戦略では人口推移を15年後の2038年まで増加すると見込み、年少人口も現在の29370人から37366人に増加します。小中学校の児童数が増えることは必然です。2025年9月1日現在で文京区立小中学校では、教員の欠員50名に対し正規1名・非正規44名の充当が行われましたが、未配置数5名と教員不足は明らかです。この配置数では、現場での新人教員育成にも苦慮が伴うと推察できます。過去にも年度途中で担任不在となり副校長が急きょ担任に入る事態が発生しました。文京区における人口動態を踏まえ教員配置が適切に行われるためにも余裕を持った配置数にすることは行政の責任です。

「少人数学級」は、「35人学級」の法改正により自治体独自が前倒しで促進する全国的な流れです。文京区でも独自の取り組みを進め教室数の確保を含め子どもたちの教育環境を整えることを強く望みます。「いじめ認知件数」が低学年において多いことを鑑みれば、せめて小3までは1クラス25名を目指すべきです。令和8年4月1日施行の「文京区こどもの権利に関する条例」に基づき一人ひとりの個性を生かし学ぶ権利を保障することは文京区の責任です。国を待たず文京区独自で少人数学級を進め東京都・文京区の文教予算

を教職員増員のために大幅増額することを強く要請します。

請願事項

- 1 教員「働かせ放題」を固定化する給特法に中止・反対するよう国・都に働きかけること。
- 2 都の責任で中学校 2 年生以上も 35 人学級にするよう都に求め、また、都の制度が整うまでの間、文京区独自で中学校 2 年生以上も 35 人学級にすること。
- 3 小・中・高の全学年で 30 人学級の実現を都に求め、文京区としても 30 人学級へ、そして小 3 までは 25 人の移行を開始すること。
- 4 都に対して学級数に対する教職員定数の配当基準を見直し拡充するよう求めること。